

富良野市地域包括支援センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富良野市地域包括支援センター設置条例（以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

第2条 富良野市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の開所時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月5日まで

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、臨時に休所し、又は休所日において臨時に開所することができる。

(職員)

第3条 条例第3条に規定する職員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所長
- (2) 主任介護支援専門員
- (3) 保健師
- (4) 社会福祉士
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職員

(事業の実施)

第4条 条例第4条各号に規定する事業及び業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条1項第1号に規定する事業 介護予防ケアマネジメント事業
- (2) 条例第4条1項第2号に規定する事業
 - ア 総合相談支援事業
 - イ 権利擁護事業
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業
 - エ 在宅医療・介護連携推進事業
 - オ 認知症支援事業
- (3) 条例第4条1項第3号に規定する地域介護予防活動支援事業
- (4) 条例第4条1項4号で認められた事業
 - ア 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - イ 指定介護予防支援事業

(事業の委託)

第5条 市長は、前条に掲げる事業の一部を委託することができる。

(運営協議会)

第6条 市長は、条例第7条の規定による運営協議会において、センターの設置、運営評価及び地域密着型サービスの形成に関する事項について意見を聴取する。

2 運営協議会は委員10名以内を持って組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び関係団体から推薦された者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 介護保険の被保険者

3 運営協議会は、委員の互選により会長1人、副会長1人を置く。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。

7 運営協議会は会長が招集する。

8 運営協議会の庶務は、保健福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。